

(趣旨)

第1条 この告示は、四万十市制施行・合併10周年記念冠事業の取扱基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「四万十市制施行・合併10周年記念冠事業」とは、四万十市制施行・合併10周年記念である旨をその事業の名称に冠して行う事業（以下「冠事業」という。）をいう。

(事業の主催者)

第3条 冠事業は、次の各号のいずれかに該当するものが主催するものに限る。

- (1) 国、地方公共団体及びそれらの機関
- (2) 公益法人その他これに準ずる団体（政治的活動及び宗教活動を行う団体を除く。）
- (3) 市民の生活、健康の増進、地域の経済又は教育、文化、スポーツ若しくは芸術の振興に関する団体で、規約、事務局、構成役員及び活動内容が明確な団体
- (4) 前3号に掲げるものが構成員となり、市が公益上必要と認め補助金等を支出している団体
- (5) その他市長が適当と認める団体

(対象事業)

第4条 冠事業の対象となる事業は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間に実施される事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市の行政運営上有意義であるもの
- (2) 行事の内容が明らかに市民の生活、健康の増進、地域の経済又は教育、文化、スポーツ若しくは芸術の向上普及に寄与するもので公益性のあるもの
- (3) 開催の日時、場所及び設備並びに運営が適切で、安全対策等必要な措置が講じられているもの
- (4) その他市長が特に適当と認めたもの

2 次の各号のいずれかに該当する事業は、冠事業としないものとする。

- (1) 特定の政党その他政治団体、宗教又は宗派を支持し、若しくは支援するもの
- (2) 個人的活動で公共性に乏しいもの
- (3) 営利又は売名を目的とするもの
- (4) 冠事業とすることによって、第三者に直接的又は間接的に重大な利害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるもの
- (5) その他冠事業とすることが適当でないとして市長が認めるもの

(事業の申請)

第5条 冠事業を実施しようとするもの（以下「申請者」という。）は、原則として冠名の使用を開始する日の14日前までに、四万十市制施行・合併10周年記念冠事業承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市が共催する事業又は市が公益上必要と認め補助金等を支出している事業については、これを省略できるものとする。

2 前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) その他参考となる資料

3 申請者は、市長の承認を受ける前に、申請に係る事業に関し、冠名をポスター等に用いてはならない。

(事業の承認等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その可否を四万十市制施行・合併10周年記念冠事業承認（不承認）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく承認に関し、必要な条件を付することができる。

(冠事業の特典)

第7条 前条の規定により承認した冠事業には、次の各号に掲げる特典を付与するものとする。

- (1) 事業の名称に「四万十市制施行・合併10周年記念」の冠を付すること。
- (2) 事業実施における四万十市の後援名義の使用
- (3) 四万十市制施行・合併10周年記念ロゴマーク（別図）の使用

- (4) 表彰状又は感謝状における四万十市長名の使用
- (5) 四万十市公式ホームページ等への事業実施日等の掲載
(事業計画の変更等)

第8条 第6条の規定による承認を受けた者(以下「事業者」という。)は、冠事業の計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに当該変更又は中止に係る内容について届出なければならない。

(承認の取消)

第9条 市長は、冠事業として承認決定した後において、事業者が第3条又は第4条の規定に違反して事業を実施し、若しくはそのおそれがあると認められるときは、当該承認決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により、承認決定を取り消したときは、事業者に対しその旨及び理由を文書で通知するものとする。

3 第1項の規定に基づき承認決定を取り消したことにより生じた経費は、事業者の負担とする。

(事業の実施報告書等の提出)

第10条 事業者は、冠事業終了後30日以内に四万十市制施行・合併10周年記念冠事業実施報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 参加料、入場料等の料金を徴収した事業については、前項の報告書とともに収支決算書を提出しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成28年4月30日限り、その効力を失う。

四万十市制施行・合併10周年記念冠事業承認申請書

四万十市長 様

母 體	所在地	〒
	団体名	
	代表者	(印)
申 請 先	氏名	
	住所	〒
	電話	

下記の事業について、四万十市制施行・合併10周年記念冠事業として承認を受けたいので申請します。

項 目	記 入 欄
事業の名称	
事業の目的及び概要 ※事業計画書及び詳細が分かる資料があれば添付してください。	
事業の実施期日	年 月 日()～ 年 月 日()
事業の実施場所	
参加予定者	人
冠名を利用するもの	ポスター・チラシ・パンフレット・看板・その他()
参加費・入場料等徴収の有無	有 (円) ・ 無
本市以外の後援等の予定	
添付書類	

※ 表彰状又は感謝状において四万十市長名を使用する場合は、その使用文の写しを添付すること。

四万十市制施行・合併10周年記念冠事業承認（不承認）通知書

様

四万十市長



年 月 日付けで申請のあった事業について、四万十市制施行・合併10周年記念冠事業に関する取扱要綱第6条の規定に基づき下記のとおり通知します。

事業の名称	
実施期日	年 月 日()～ 年 月 日()
実施場所	
決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない
承認に係る条件	
※ 事業終了後、30日以内に四万十市制施行・合併10周年記念冠事業実施報告(第4号様式)を提出してください。	
承認しない理由	
<p>【不服の申立て】</p> <p>1 この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、四万十市長に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、四万十市(訴訟において四万十市を代表する者は四万十市長となります。)を被告として、高知地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならないこととされています。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えは提起できなくなります。</p>	
備考	

年 月 日

四万十市制施行・合併10周年記念冠事業実施報告書

四万十市長 様

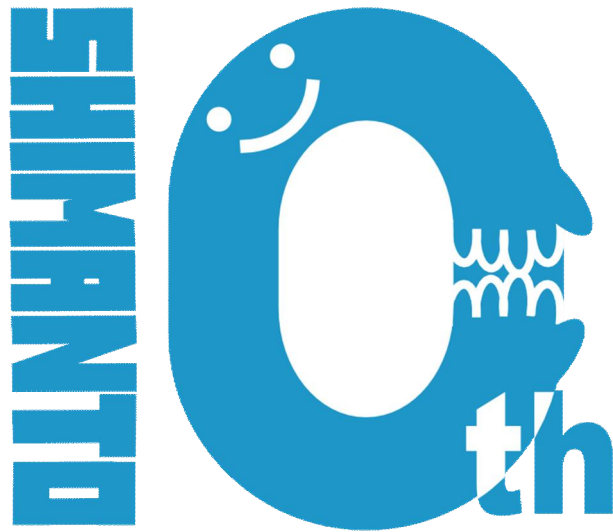
母 體	所在地	〒
	団体名	
	代表者	印
申 込 先	氏名	
	住所	〒
	電話	

年 月 日付け 第 号で四万十市制施行・合併10周年記念冠事業の承認を受けた事業について、下記のとおり報告します。

事業の名称	
実施期日	年 月 日()～ 年 月 日()
実施場所	
事業実施状況	
参加人数	人
その他の参考となる事項	

別図

1 ロゴマーク



備考

色：CMYK color model
C85%, M25%, Y0%, K22%

2 使用上の注意点

- (1) 市の指定する色及びモノクロ以外での使用はしないこと。
- (2) 使用するサイズは自由とするが、縦横比の変更はしないこと。
- (3) 販売を目的とした商品にロゴマークを使用しようとする場合は、事前に市長の承認を得ること。